

※この法令は廃止されています。

**令和二年政令第三十二号**

日本中央競馬会の令和二事業年度における

日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の

割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律  
第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和二事業年度における日  
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で  
定める割合は、百分の百とする。

**附 則**

**（施行期日）**

この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成三十事業年度における

日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合  
を定める政令の廃止）

日本中央競馬会の平成三十事業年度における  
日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合  
を定める政令（平成三十年政令第三十八号）

は、廃止する。